

らく、これは全く、そういうものを、送りつけられたものを払わなきゃいけないとかそういう誤解誤認ではなくて、法律の趣旨も分かった上で、いや、これはお金を払いたんだということになれば、新たな申込みになるということになります。ただ、単に、送りつけられてきたから払わなきゃいけないと思って新たにそれを払ってしまうというのは、これは契約が成立してないので、払う必要はございません。

○串田委員 払う、払わないと言っているんじゃないで、所有権はどこにあるんですかと聞いています。債権と物権というのは民法に書いてあるでしょう。ちゃんと個別にそれを説明できないと、法律じゃないじゃないですか。

ただ、これだけやっていると、対案を質問しなきゃいけないので、また牧原先生にバトタッチした後でお願いします。

この対案に関して、包括的つけ込み型勧誘取消権というのがありますが、政府が出されているものに対して個別類型のつけ込み型勧誘取消権とどこが違うのか、お答えをいただきたいと思えます。

○尾辻議員 お答え申し上げます。

取消しの対象となるつけ込み型の包括的な類型について、政府は、これまでの法改正で追加した脅迫型及びつけ込み型勧誘の個別類型の取消権で成年年齢下げや高齢者被害への対応は十分であるとの考えのようです。

しかし、現行の個別類型の取消権では、適用場面が限定され、かつ、取消しが認められるための

要件も必要以上に厳しいなど、消費者委員会の付言や国会における附帯決議によって求められてきた取消しの対象となるつけ込み型の包括的な類型の導入に対応したものとは到底言えません。

例えば第四条第三項第四号のいわゆるデータ商法の取消権については、勧誘者に片思いしていると自覚している消費者には認められないことになっていきます。しかし、片思いであろうが両思いであろうが好意の感情につけ込まれて被害が生じるリスクが変わるところはなく、両思いであると誤信している消費者と同様に取消権を認める必要性は高いと考えています。

そこで、我々が提出した対案では、取消しの対象となるつけ込み型の包括的な類型について、消費者が合理的な判断をすることが困難な事情を有することを知りながら、社会通念に照らして当該消費者契約を締結しない旨の判断を困難にする行為をすることを追加して、先ほど述べたようなデータ商法の被害者も含めて取消権が広く認められるようにしております。

以上です。

○串田委員 要するに、個別的な類型化をしていくと、それをこうつなぎ合わせていくんだけれども隙間ができていってしまう、ですから、それを包括的にした方が消費者の保護にいいのではないかとということですね。

次に、書面の電子化というのがこれは最大の争点になっているんだらうなというふうに思っているんですけども、デジタル化に関しては一入残らずということをよく言われるんですが、果たし

て本当に一人残らず取り残さないということが大事なんだろうか。

私たち自身が例えばZoom会議をやるときには必要性に迫られてZoom会議をやったりとかあるいはデジタル化というのはしようがないからやるというビジネスマンはあると思うんですけども、もう社会の一般の書面で慣れ親しんだ高齢の方が、電子化までを、デジタル化までを取り残されない中に入れて押しつけられていいのかわからないのは私も大変疑問に思っているところなんですけれども、書面の契約書というものの必要性というものはどのようにお考えでしょうか。

○尾辻議員 お答え申し上げます。

私どもの法案では、やはり書面の契約書は必要であるという考えの下に法案を提出させていただいております。

その理由について申し上げます。

特定商取引法の対象となる取引は、消費者が受動的な立場に置かれ、また、消費者に長期間高額な負担を負わせる取引もあること、預託法の対象となる取引は利益を捻出できる運用が可能か否か不明な取引破綻リスクが内在し、消費者が不当な損害を被ることがある取引であることから、いずれも消費者にとってリスクが高く、消費者に熟慮の機会を保障する必要がある高いものと言えます。

そのような特徴がある特定商取引法と預託法においては、契約書面等を紙で交付することは消費者に熟慮の機会を保障する手段として極めて重要であります。

紙の契約書、書面等については、取引条件やク

ーリングオフに関する事項について所定の大きさの文字で赤字で印字するなど目立つようにすることが求められています。書面交付を電子化した場合に同様のことを担保するのは極めて困難です。加えて、契約書面等が紙で交付されることで家族などの第三者が消費者被害を認知する機会が増えること、消費生活相談の現場や弁護士が事業者と交渉する際の重要な証拠となるなど、契約書面等を紙で交付することのメリットは大きいと言えます。

以上を踏まえて、我々が提出した対案においては、事業者が契約締結時に交付する書面の交付の電子化に関する規定は設けないということにいたしました。

○串田委員 私たちが日頃デジタル化に慣れ親しんでいても、誤ってボタンを押してしまったときに、あつと慌てることあるかと思うんですが、紙であればこれは出さないというような判断ができるんですけども、一旦こう押してしまったときはどうやって訂正したらいいのかというのは、やはり、これに慣れていない高齢者なんというのは本当に困るんじゃないかな。消費者保護という観点で、これはやはりしっかりと検討しなきゃいけないと思います。党内でもしっかりと検討したいと思います。

今日はどうもありがとうございました。